

帰国された皆様へ

現在、新型コロナウイルス感染症が発生しています。

過去 14 日以内に入管法に基づく『入国拒否対象地域*』に滞在歴のあるお客様におかれましては、全員に検査が実施され、検査結果が出るまで、原則、空港内のスペース又は検疫所が指定した施設等で、待機いただくこととなります。ただし、当面の間、福岡空港は除きます。

長時間のフライトなどでお疲れのところ誠に恐縮ではございますが、日本における新型コロナウイルスまん延防止のために必要な措置ですので、ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。※ 入国拒否対象地域（下線は 8 月 30 日入国分から対象）

アジア	インド、インドネシア、韓国、シンガポール、タイ、台湾、中国（香港及びマカオを含む）、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、 <u>ブータン</u> 、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、モルディブ
ヨーロッパ	アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、サンマリノ、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、パチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア
中東	アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イスラエル、イラク、イラン、エジプト、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、トルコ、バーレーン、パレスチナ、レバノン
アフリカ	アルジェリア、エスワティニ、エチオピア、カーボベルデ、ガーナ、カメルーン、ガボン、 <u>ガンビア</u> 、ギニア、 <u>ギニアビサウ</u> 、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、 <u>コンゴ民主共和国</u> 、 <u>ザンビア</u> 、サントメ・プリンシペ、ジブチ、シエラレオネ、 <u>ジンバブエ</u> 、スーダン、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、中央アフリカ、 <u>チュニジア</u> 、 <u>ナイジェリア</u> 、ナミビア、ボツワナ、マダガスカル、 <u>マラウイ</u> 、南アフリカ、 <u>南スーダン</u> 、モーリシャス、モーリタニア、モロッコ、リビア、リベリア、ルワンダ、レソト
北米	アメリカ、カナダ
中南米	アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、チリ、ドミニカ共和国、ドミニカ国、 <u>トリニダード・トバゴ</u> 、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バハマ、パラグアイ、バルバドス、 <u>ブラジル</u> 、ベネズエラ、 <u>ベリーズ</u> 、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ
大洋州	オーストラリア、ニュージーランド

よくあるご質問

1. 検査について

Q 検体採取はどのように行われますか

A 主にお客様の唾液をご自身で採取していただきます。その他必要などときには鼻やのどの粘液を綿棒で採取させていただきます。

Q 検査結果が出るまでにどのくらいの時間がかかりますか

A 現在、検査対象となる方が増加しているため、混雑している場合は状況により数時間～2日程度待機いただく場合があります。なお、成田、羽田、関空の3空港については、検査時間の短縮を図り、原則、検査結果が判明するまで空港内のスペース等で待機いただき、陰性と判明してから空港外に出ていただきます。

Q 検査結果はどのように伝えられますか

A 結果判明まで空港内のスペース又は検疫所長が指定した施設等にて検査結果判明をお待ちになる場合は、現地の職員からお知らせいたします。

2. 14日間の待機期間中について

Q 検査結果判明前に自宅等で待機できる条件は何ですか（当面の間、福岡空港のみ）

A ①症状がないこと（空港内のスペース又は検疫所長が指定した施設等にて検査結果判明をお待ちになる場合も同様）、②公共交通機関（不特定多数が利用する鉄道、バス、タクシー、国内線の飛行機、旅客船など）を使用せずに移動できることが条件です。事前にご家族やお勤めの会社等による送迎、ご自身でレンタカーを手配するなどの移動手段の確保を行ってください。

Q 遠方に自宅がある場合は、飛行機を使うことは可能ですか。

A 飛行機は公共交通機関に当てはまるため、飛行機をご利用になることはできません。

Q 民泊やウィークリーマンションなどは自宅に含まれますか

A 不特定多数の方に対して反復継続して行われるような事業の利用は、ご自宅での待機に当てはまりません。

3. ご自宅等以外で 14 日間の待機をする場合について

Q 自分で予約したホテルに待機することは可能ですか

A 不特定の方との接触の機会が想定されるため、検査結果が判明するまでの間は、ご自身で確保されたホテル、旅館等の宿泊施設に移動することはできません。なお、陽性となった場合や検査結果が判明するまでに待機する目的で確保いただいた間の宿泊料金のキャンセル料については、大変恐縮ですがご自身のご負担となります。

Q 空港内のスペース等で待機する場合、荷物を受け取ることは可能ですか

A 待機する場所等によりその取扱いが異なりますので、詳しくは、検疫通過後に職員にお尋ねください。

Q 検疫所長が指定した待機場所にレンタカーで向かうことは可能ですか

A 検査結果が陰性の場合、検疫所長が指定した待機場所（自宅等）へレンタカーで向かうことは可能です。

4. 結果判明後について

Q 陰性の結果が判明した後は自由に行動ができるのですか

A 入国した次の日から起算して 14 日間は、事前に申告いただいたご自宅又はご自身で確保したホテル等にて待機していただきます。その際、自宅・ホテル等の待機場所からの外出や、公共交通機関（不特定多数が

利用する電車、バス、タクシー、国内線の飛行機、旅客船など) を使用しないでください。

Q 検疫所長が指定した施設等で待機していた場合に陰性の結果が判明した場合、公共交通機関を使用せずに自宅又は自分が確保したホテル等に向かうにはどのようにすれば良いですか

A 検疫所長が指定した施設等から、お客様が到着した空港へ向かうバスを手配しております。詳しくは、宿泊施設に常駐している厚生労働省職員にお尋ねください。

Q 自宅又はホテル等で待機する場合の移動手段として、複数名を貸し切りバス等で移動させることはできますか。また、移動途中で公共施設で休憩することはできますか。

A 入国する方複数名を貸し切りバス等で自宅又はホテル等に移動させることはできます。また、自宅又はホテル等の待機場所までの移動の途中で公共施設の利用はしないでください。